

広島市告示（安佐北区）第81号
令和7年1月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき、平成5年8月24日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した今井田自治会（代表者 竹井 盛之）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部町今井田 193番地	広島市安佐北区可部町今井田 151番地の2
代表者の 氏名及び 住所	竹井 盛之 広島市安佐北区可部町今井田 193番地	新谷 敬莊 広島市安佐北区可部町今井田 151番地の2